

京都市衛生環境研究所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第106号

京都市衛生環境研究所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市衛生環境研究所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「疫学情報係長」を「企画調整係長」に改め、同条第3項中「、担当課長補佐」を削り、同条第4項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

第3条第4項中「、担当課長補佐」を削り、同条第5項を削り、同条第6項を同条第5項とする。

第4条第2項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削り、同条第3項中「担当課長補佐又は」を削る。

第6条中「保健福祉局医療衛生担当局長」を「保健福祉局長」に改め、「、担当課長補佐」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)